

1 視察先及び調査事項

(1) 松山市（10月15日）

○消防団の充実強化について

(2) 高知市（10月16日）

○事前復興まちづくり計画策定事業について

2 視察結果

(1) 松山市

人口：493,372人

世帯数：255,975世帯

面積：429.35km²

(令和7年10月1日現在)

【都市の概要】

松山市は、愛媛県の中央部に位置する同県の県庁所在地であり、瀬戸内海に突き出した高縄半島の西部及び忽那諸島などから構成されている。

典型的な瀬戸内海気候であり、年中温暖で降水量が少ない。台風の通過も太平洋側の高知県や徳島県に比べれば少なく、穏やかで恵まれた気候である。

松山の名は、慶長8年10月、賤ヶ岳の七本槍の1人である加藤嘉明が同地に築いた城を松山城と名付けたことに始まる。明治6年2月には愛媛県庁が設置されて県都となり、明治22年12月、市制が施行された。昭和20年7月には松山大空襲により市街地の大部分を消失したが、終戦後直ちに戦災復興都市計画に着手し、秩序ある市街地及び交通体系の整備等により近代都市へと一新した。また、臨海部の埋立てや工場誘致等により工業都市としての性格を強め、全てに充実した総合機能都市へと発展を遂げた。

平成12年4月には中核市に指定され、平成17年1月には北条市及び中島町を編入して、四国で初の人口50万人都市となった。その後、人口は50万人を割り込んだが、今もなお四国の都市の中で最多の人口を擁しており、近年は都心部を中心に複合商業施設の建設や鉄道、高規格道路の整備が行われるなど再開発が進んでいる。

○消防団の充実強化について

・松山市消防団の概要

松山市の消防団は、1団、1本部、9方面隊、41分団で構成されている（岐

阜市は3団、3本部、39分団)。

定員は機能別団員を含め2,551人であり、令和7年4月1日現在の実員数は2,471人、定員充足率は96.9%となっている(岐阜市は3団合計で定員3,015人、実員数2,796人、定員充足率92.7%)。

・消防団員の確保について

全国的に消防団の団員数は減少傾向にあり、総務省消防庁が発表した「消防団の組織概要等に関する調査(令和7年度)の結果」によれば、令和7年4月1日現在の消防団員数は、約73万2,000人と前年より約1万4,000人の減少となった。

その中で、松山市においては、以下のような様々な取組によって消防団員の確保を図っている。

女性消防団員の採用

令和7年4月1日現在、松山市消防団には274人の女性団員が在籍している。全団員の11.1%を占め、この割合は、国の第5次男女共同参画基本計画における目標値である10%を上回っている。岐阜市の3消防団における女性団員の総数は令和7年9月1日時点で41人であることから、岐阜市と比較すると松山市消防団の女性団員数は非常に多い。

松山市消防団における女性団員の任命(採用)は平成14年4月に始まったが、これは、平成15年度の全国女性消防団員活性化大会が愛媛県で開催されるに当たり、同県が県内の自治体において合計300人の女性団員を確保することを目標としたことに伴うものである。その後、松山市消防団における女性団員の数はおおむね増加傾向で推移するとともに、平成23年4月には女性分団が設置され、平成30年4月には女性の副団長が任命されるに至った。

274人の女性団員のうち女性分団に所属する者は175人であり、災害時において各避難所の支援を行うほか、平時には救命講習や消防団PR活動等を行う。また、女性分団の中に市内の看護学生で構成する看護チームを組織しており、訓練においては救出された傷病者の応急手当を担当するなどその特性を生かした活動を行っている。看護学生側としても消防団活動を通して看護に有用な知識やスキルを学べるメリットがあり、多くの学生が積極的に参加してくれているとのことであった。

また、後述の機能別消防団員の中にも女性に特化したものが存在するなど、松山市消防団においては、女性団員の積極的な任命及び活用に取り組んでいる。

全国に先駆けた機能別消防団員制度の導入

松山市では、全国に先駆けて平成17年度から機能別消防団員制度を導入しており、現在は主として以下の4種類の機能別団員が活動している。

「郵政消防団員」（ファイヤーポストマンチーム）

- ・ 郵政職員で構成。
- ・ 平成17年4月に制度を導入し、令和7年4月1日現在、41人が在籍。
- ・ 郵政職員は地域の事情に精通していることから、災害時にはこの特徴を生かし、災害情報の収集や消防団本部への連絡、危険箇所の巡視等に限定した活動を行う。

「大学生等消防団員」（大学生防災サポーター）

- ・ 大学生や専門学校生で構成。
- ・ 30歳未満の団員が特に少なく若手団員の確保が喫緊の課題であったことから、平成18年4月に大学生を対象に大学生消防団員として制度を導入。令和5年4月には専門学校の学生を入団対象に加えて大学生等消防団員に改称し、令和7年4月1日現在、198人が在籍。
- ・ 任命に当たっては、消防団員のうち学校の部活OB・OGである者が当該部活に対して協力を要請し、それに応じた部活が部単位で入団する事例が多い。
- ・ 災害時における避難所での物資の管理及び配布並びに応急救護と、平時における広報・PR活動に特化。
- ・ 学生が若さと体力を生かして消防活動のサポート役として活動することにより、基本団員の負担が軽減して災害現場の最前線における活動を充実させることができる。
- ・ 学生が消防や地域防災に興味を持つことにより卒業後の基本団員への移行等が期待でき、また、学生が大学生等消防団員を務めた経験から消防職員を志し、松山市消防局に入職した例もある。

「事業所消防団員」

- ・ 市内の協力事業所の従業員で構成。
- ・ 平成18年12月に自動車販売店のメカニック7人を、平成21年12月にはスーパーマーケットの本部職員5人を消防団員に任命し、令和7年4月1日現在、12人が在籍。
- ・ 松山市消防団でも、全国の多くの消防団と同様にいわゆるサラリーマン団員の割合が高く、基本団員の約60%を占めているが、サラリーマン団員の多くは日中に管轄外の区域に勤務していることから、当該時間帯における消防力の低下が課題であった。このため、事業所の就業時間中（日中）の活動に

限定した機能別団員を任命することによって、災害対応力の強化を図っている。

「島しょ部女性団員」（アイランド・ファイヤーレディース）

- ・ 島嶼部で暮らす女性を消防団員に任命。
- ・ 平成24年4月に制度を導入し、令和7年4月1日現在、興居島、二神島、睦月島及び野忽那島に在住の計8人が任命されている。
- ・ 島嶼部においては過疎化及び高齢化の進行によって消防団員の確保が難しくなっていると同時に、既存の団員についても島外に通勤するサラリーマン団員が増加し消防力の低下が大きな課題となっていたことから、日中の活動に限定した消防団員として入団してもらっている。

入団資格の見直し

松山市においては、平成27年4月に改正松山市消防団条例を施行し、消防団への入団資格のうち、それまで「本市内に居住し、又は勤務する者」としていたものを「本市の区域内に居住し、勤務し、又は通学する者」とすることにより、市内の大学等に通う学生を消防団員に任命することを可能とした。

なお、岐阜市では岐阜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例において「当該消防団の分団区域内に居住し、又は勤務する者」を資格要件の1つとしているが、令和6年4月からは、消防団の運営上特に必要があるときは、これに該当しない者を団員に任命することができるという特例を設けており、例えば、これまで消防団員として活動していた者が所属分団の区域外に転居した場合においても、引き続き団員として活動することが可能になっている。

定年制の見直し

松山市の消防団員の定年は通常65歳となっている（岐阜市では、副団長及び分団長は70歳、副分団長以下の階級の団員は65歳）が、特例として、島嶼部や山間部のうち高齢化が著しい地域等については、この定年は適用しないという特例を設けている。ただし、団員から定年がないことに対する不安の声が聞かれたことから、令和6年4月からは、これらの地域等における団員の定年を80歳としている。

また、通常の設定年を65歳としていることから必然的にサラリーマン団員の割合が高くなり、団員の負担が大きくなっていったため、日頃からOB・OG団員に厚意で活動を支援してもらった場面が多くなっていった。このため、定年退職した消防団員等に正式に活動を行ってもらえるよう令和6年4月からマスター団員制度を導入し、令和7年4月1日現在、50人を任命している。

消防団応援事業「まつやま だん団プロジェクト」の導入

「まつやま だん団プロジェクト」は、団員への感謝の気持ちを市民全体で示すことにより士気の高揚と新規入団者の確保を図ることを目的とした松山市独自の制度であり、平成24年4月に導入された。

「だんだん」とは「ありがとう」という意味の伊予地方の方言で、趣旨に賛同する応援事業所で消防団員証を提示することにより、割引等の優遇を受けることができる。応援事業所は地域のフリーペーパー発行会社と連携して募集しているが、以前は300店舗ほどが登録されていたところ、コロナ禍を経て現在は100店舗ほどに減少しているとのことであった。

なお、岐阜県においては、当該制度と類似した「ありがとね！消防団水防団応援事業所制度」を平成26年度から展開している。

また、松山市では飲料会社の協力を得て「消防団応援自動販売機」を設置しており、売上げの一部が消防団互助会に寄附される仕組みになっている。

松山市大学生等消防団活動認証制度の導入

平成27年4月より、学生の入団促進と就職支援を目的として、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組んだ大学生等の地域社会への貢献を市が認証する松山市大学生等消防団活動認証証明書を交付している。これによって就職活動における企業からの評価の向上を支援し、学生の入団インセンティブを高めている。

なお、岐阜市においても、令和3年2月から、積極的かつ継続的に消防団の活動に取り組み地域社会に貢献した者の就職活動等を支援することを目的として、その功績を認証する岐阜市消防団活動認証制度を導入している。

以上の各取組に加え、松山市では、ラッピングバスの運行、Jリーグチーム愛媛FCのホームゲームにおけるハーフタイムイベントへの出演等により団員の確保を図っており、このような取組によって、松山市においては、平成21年以降17年連続での消防団員数の増加に成功している。

・消防団活動の充実強化について

消防団を中核とした地域防災力を強化させるためには、団員の確保とともに、消防団活動を充実、強化させることも極めて重要である。

そのために、松山市においては以下のような取組を展開している。

消防団ポンプ蔵置所の耐震化

大規模災害の発生に備え、消防団の活動拠点である消防団ポンプ蔵置所の耐震化を実施している。

平成22年4月時点で市内にあった115か所の消防団ポンプ蔵置所の耐震化率は64.3%であったが、同年から耐震化事業を開始し、その後の統廃合や建て替えを経て、令和7年4月現在では、市内94か所の消防団ポンプ蔵置所のうち併設の集会所の建て替えが進んでいない1か所を除いて耐震化が完了しており、耐震化率は98.9%となっている。

また、耐震化に併せて、装備の格納スペースや待機室の拡充、土のうステーションの設置などにより活動拠点としての機能向上を図り、地域防災力の向上に努めている。

機動重機消防団員

大規模地震や近年の局地的な豪雨等による災害発生時はもとより、平時における救助事案や障害物の除去が必要な事態に備えるため、平成25年5月に機動重機消防団員制度を創設した。

基本団員の中から重機とその操作資格を有した者を選抜しており、令和7年4月1日現在、建設業や土木業に従事する団員を中心に59人が登録している。

大災害時において人力でできることには限界があり、そのような場合に機動重機消防団員が所有する重機とその操作技量を活用することで、より迅速な救助活動を行うことができる。

訓練においては消防職員が重機操作のプロである機動重機消防団員から重機の取扱いを学ぶ場面も多々あり、また、令和6年7月に市内で発生した土砂災害においては、実際に機動重機消防団が重機を使用して土砂の撤去作業に当たっている。

装備、資器材の充実

国の補助制度を積極的に活用し、団員への情報伝達手段として班長以上の団員564人に携帯型デジタルトランシーバーを配備したほか、全分団にチェーンソー及び油圧ジャッキを配備するなど活動に係る資器材の充実を図っている。あわせて、ライフジャケットなど団員の活動時の安全を確保するための装備の充実も進めている。

また、チェーンソーのほか救助ボートやエンジンカッターなど各種資器材の取扱い訓練を実施しており、団員個々の災害対応力の強化にも取り組んでいる。

このほか、松山市では、平成30年7月に愛媛県内で豪雨災害が発生した際に県内自治体の消防団が十分な連携、協力ができなかった教訓から、令和2年

3月に県、県内20市町及び4一部事務組合との間で愛媛県消防団広域相互応援協定を締結しており、令和7年3月に今治市で発生した大規模な林野火災においては、実際にこの協定に基づいて松山市消防団が出動した。この林野火災の鎮圧に大きく貢献した功績により、松山市消防団は令和7年防災功労者内閣総理大臣表彰を受賞している。

松山市では、消防団の活動を充実、強化させる一方で団員の負担軽減にも取り組んでおり、毎年開催していた松山市消防操法大会を隔年開催に変更するなどの改革も行っている。

・所見

松山市では消防団員の確保を図るために各種の取組を精力的に行ってきたことが確認できた。

まず、女性分団の設置や女性の副団長の任命など女性団員が活躍できる場を広げており、それに伴って消防団に所属する女性の数も増加傾向となっている。また、全国に先駆けて機能別消防団員制度を導入し、それぞれの活動内容を限定することによって入団のハードルを下げ、幅広い層の人材を消防団員として確保することに成功している。これらを含めた取組により、全国で消防団員数が長期的に減少傾向にある中、松山市においては、平成21年度以降17年連続での団員数の増加を達成している。

岐阜市においても、入団資格の緩和のほか、特別点検や出初式、年末特別夜警の見直し等による団員の負担軽減に加え、出動報酬の増額等処遇の改善にも取り組んでいる。また、令和2年度に機能別消防団員制度を導入して水防団員をこれに任命し、大規模な地震が発生した場合においては情報収集等に従事することとしている。さらに、消防団広報紙「TSUNAGU」を作成して消防団の周知を行い、広く入団の促進を図っているところである。しかしながら、岐阜市の消防団の定員充足率は92.7%と松山市に比べて約4ポイント低くなっており、消防団は国においても地域防災力の中核と位置づけられていることから、さらなる団員の確保に向け、施策の検討が必要であると感じた。

また、松山市においては、消防団の機能強化を図るため全国的にも先進的な独自の取組を展開しており、特に、確保した団員の円滑かつ安全な活動を図るための装備の充実と、災害対策に直結する訓練による専門性の向上に力を注いでいる点が印象的であった。

岐阜市においても、特別点検において従来のポンプ車操法及び小型ポンプ操法に替えて実際の災害を想定した実践的な訓練を実施するなど様々な改革を行っているが、松山市を視察したことにより、同市の例などを参考として消防団のさらなる充実及び強化を図り、地域防災力を一層高め、市民の安全、安

心を守ることができる体制を確立することの重要性を改めて認識することができた。

(2) 高知市

人 口：309,121人

世帯数：163,747世帯

面 積：309.00k㎡

(令和7年10月1日現在)

【都市の概要】

高知市は、高知県の中央南部に位置する同県の県庁所在地である。

市の南西部は丘陵地、北部は山林であり、南部は浦戸湾を経て太平洋に臨んでいる。土地は相対的に低く、市域のうち約7k㎡が海拔ゼロメートル地帯であり、南海トラフ地震の際には、市内の海岸に最大9mの津波が到達することが予想されている。

気候面においては、太平洋側気候に属しており、温暖で雨量が多く、毎年夏から秋にかけては台風の影響を受けやすい。

戦国時代末期には長宗我部氏、江戸時代には山内氏の城下町として栄え、また、坂本龍馬、武市半平太、中岡慎太郎など幕末志士ゆかりの地として知られている。

明治22年4月に市制が施行され、以来、戦災や震災、水害等幾多の試練を克服しながら県都として発展し、平成10年4月には中核市に指定された。平成17年1月には土佐山村及び鏡村、平成20年1月には春野町を編入し、現在においては、高知県の総人口の約半分が同市に集中するなど、同県の中心的な都市となっている。

○事前復興まちづくり計画策定事業について

・事前復興まちづくり計画

事前復興まちづくり計画とは、大規模災害の発生に備え、「発生しうる災害による被災の分布や規模を想定し、復興後の空間を計画するものであり、復興まちづくりの目標や実施方針、目標の実現に向けた課題、及び課題解決のための方策をとりまとめたもの」である。

この計画は、発災後に作成する「復興計画」の基礎となるものであり、東日本大震災の被災地において、復興に多くの時間を要したために、住民や企業が再建の意欲を失い、まちを離れてしまう事例があったことから、その必要性が

認識されるようになった。

住居再建の方針（高台への移転、かさ上げ等）や、まちづくりの基本目標、体制、手順などをあらかじめ決定することによって、速やかに復興計画の策定に取りかかることができ、復興の遅れを防いで住民の生活再建を早期に支援することが可能となる。また、元のまちに戻すだけでなく、被災前よりも強いまちを目指す等、よりよい復興（ビルド・バック・ベター）が行われることも期待できる。

南海トラフ地震では東日本大震災と同等又はそれ以上の被害が見込まれることから、高知県が令和4年3月に「高知県事前復興まちづくり計画策定指針」を策定しており、大震災時において津波により甚大な被害が想定されている高知市では、県の策定指針や過去の地震、津波災害の事例を踏まえ、令和4年度に庁内にプロジェクトチームを設置し、令和5年度からは防災対策部防災政策課内に担当係（副参事、係長、担当各1人の3人体制。令和6年度及び令和7年度に1人ずつ増員。）を設置して計画の策定に取り組んでいる。

・高知市事前復興まちづくり計画の構成

「高知市事前復興まちづくり計画」は、「復興基本方針」と「地区別事前復興まちづくり計画」で構成される。

「復興基本方針」については、令和5年度から策定に取りかかり、令和6年11月に策定が完了した。

「地区別事前復興まちづくり計画」は、「復興基本方針」において計画の策定対象とした地区ごとに事前復興まちづくり計画を策定するものであり、まず令和6年度及び7年度に計画（案）を策定し、令和7年度及び8年度に計画の策定作業を行い、令和8年度末までに全対象地区で策定を完了することを目指している。

・復興基本方針

「復興基本方針」は、市全体の復興の方針を示した「復興方針」、復興期における庁内の組織体制を定めた「復興組織」、計画の対象となる地区を定めた「事前復興まちづくり計画対象区域」、発災前に行う復興のための準備を示した「復興事前準備」と、各部署の復興期の業務手順を示した「復興手順書」で構成されている。

「復興方針」には、目指すべき姿として「ひと・まちが輝く災害に強い愛されるまち高知」が掲げられ、これに併せて、それを実現するための5つの基本理念、「安全安心なまちの再生」「住まいと暮らしの再建」「なりわいの再生」「歴史・文化の保全と継承」「地域共生社会の実現」と、それぞれの理念に係るハー

ド面及びソフト面の目標が掲げられている。単にインフラや住家を再建するだけでなく、市が誇る歴史や文化の保全等にも配慮されている点が特徴的である。

「復興組織」においては、被災状況により、復興業務推進の司令塔となる災害復興部の設置を検討することが掲げられており、同部に設置する課の名称もあらかじめ規定されている。

「事前復興まちづくり計画対象区域」では、令和6年5月に高知県が公表した津波浸水シミュレーションにおいて浸水想定が1m以上とされた地区を地区別計画の策定対象として選定している。これは、津波による浸水が1m以上になると建物が大規模半壊以上となるケースが増加することによるものであり、これに基づいて8地区が対象区域に選定されている。

「復興事前準備」では、「復興方針」に示した目指すべき姿及び基本理念を念頭に、復興に向けた業務を迅速かつ着実に実現するため、「復興手順別の事前準備」及び「復興目標の実現に向けた取組み」が整理されている。このうち「復興目標の実現に向けた取組み」では、復旧、復興に必要な各種基礎データの整理を行うこととされており、中でも、高知においては、現在、地籍調査の早期完了に向けて取り組んでいるとのことであった。東日本大震災のうち岩手県大船渡市は地籍調査の進捗率が100%であり、これが早期の復興につながった。大船渡市の例のように迅速な復興を実現するためには土地の境界情報を把握することが不可欠であることから、高知市でも地区別計画の対象区域を優先して地籍調査を実施しており、毎年度1億円弱の予算を確保して取組を進めているが、現状は50%程度の進捗率にとどまっているとのことであった。

「復興手順書」は、被災後の厳しい状況下であっても、担当職員が円滑に復興業務を進めていくことができるよう、各部署における復興業務を抽出し、業務手順を定めたものであり、業務ごとにタイムラインを定め、事前準備（平時にやるべきこと）や留意事項等がまとめられている。

・地区別事前復興まちづくり計画

「復興基本方針」で地区別計画の策定対象に選定された8地区において、現在、計画（案）及び計画の策定作業が進められている。

策定に当たっては外部のコンサルティング会社にデータ収集、状況把握、被災シミュレーション等の業務を委託しており、1地区当たり1,000万円程度の委託料がかかっているとのことであった。

策定作業においては、最大クラス（L2）の地震による津波と揺れによる被害を想定し、各地区において現状の整理及び課題の分析を行った結果を基に、現在の位置での復興や、移転、かさ上げによる復興など、複数の復興パターン

を検討し、住宅ゾーン、臨海工業ゾーン等に区分したゾーニング図を作成することとしている。

また、高知市では、地域の特性を踏まえて各地区に合ったよりよい早期復興を実現できるよう市民の意見を反映することを重視しており、市のウェブサイト上の意見投稿プラットフォームや中学生へのアンケートなど様々な手法により意見を募集し、寄せられた意見を集約した上で地区ごとにワークショップを開催している。ワークショップは、原則として小学校（対象の8地区で計22校）単位で実施され、1か所当たり3回開催される。

第1回ワークショップでは、事前復興まちづくり計画の目的並びに地区の現状及び課題を説明した上で、地区の特徴（いいところや残したいもの、困っていること）を整理し、復興パターンやゾーニングに対して意見を述べてもらう。

次に、第2回ワークショップでは、第1回の振り返りを行うとともに、行政から復興ビジョンや、第1回の結果を反映した復興パターン及びゾーニングの修正案を提示し、これに対する意見を聴取する。

そして、第3回ワークショップでは、第2回の振り返りを行うとともに復興パターン及びゾーニングの最終案を提示し、最終的な意見の取りまとめを行うこととなっている。

なお、高知市によれば、地元ワークショップは、住民から意見を吸い上げることはもとより、住民に事前復興まちづくり計画のことを知ってもらい、防災に対する意識を高めてもらうという側面も併せ持っているとのことであった。

また、ワークショップへの参加者は各地区におけるキーパーソンであることが多く、行政にとって当該人物と顔が見える関係を築くことは、被災時において各地区と迅速かつ円滑な連絡調整を行うことにつながるものであり、大きな意義があるとのことであった。

・高知市事前復興まちづくり計画策定検討委員会

高知市では、事前復興まちづくり計画の策定に当たって様々な分野における専門的な見地から意見又は助言を得るため、令和5年度に第三者機関である「高知市事前復興まちづくり計画策定検討委員会」を設置した。

委員は、防災や復興計画、都市計画等の専門家のほか、事業者団体や地域住民の代表者等、幅広い層から選定された13人で構成されている。

令和5年度以降、毎年度1回ずつ（令和7年度は視察日時点）会議が開催されており、それぞれの専門性を生かした意見が「復興基本方針」及び「地区別事前復興まちづくり計画」の策定に役立てられている。

・所見

近年、線状降水帯による大雨によって全国で大きな被害が発生しており、また、近い将来、南海トラフ地震など巨大地震の発生が予想されている。

災害で大きな被害を受けた場合において、迅速な復旧、復興は、市民の暮らしを守っていく上で極めて重要である。被災後の早期復興の取組については多くの自治体はその重要性を認識しており、国の発表によれば、全国1,788の自治体のうち、国が定めた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」に示す5つの取組のうちいずれかの取組について、令和6年7月末において「検討済みである」又は「検討段階である」と回答した自治体は、1,202団体と、全体の約67%を占めている。

その一方で、事前復興まちづくり計画について「策定済みである」と回答した自治体は33団体と全体の約2%にとどまり、「策定作業中である」又は「策定することを検討中である」との回答を合わせても421団体と、全体の約24%に過ぎない。

高知市では、南海トラフ地震において津波によって大きな被害が生じることが予測されることから、高知県の「高知県事前復興まちづくり計画策定指針」等を踏まえて「高知市事前復興まちづくり計画」の策定に取り組んでおり、令和6年度に策定した「復興基本方針」に続いて、令和8年度末には「地区別事前復興まちづくり計画」の策定が完了する予定となっている。

岐阜市は内陸に位置していることから津波による被害は想定されていないが、市の中心部を長良川が流れており、さらにはその支流が幾つも存在することから、常に洪水と隣り合わせであり、5mを超える浸水被害が想定されている。また、大地震の発生時には広い範囲で震度5強から震度6強、場合によっては震度7の非常に強い揺れが予測されていることから、岐阜市においても、被災時において早期によりよい復興を果たすためにも、事前復興まちづくり計画の策定について検討する必要があるのではないかと感じた。

岐阜市では「災害に強いまちづくり」を進めており、それを実現するための1つの手法として、高知市の取組は大変参考になるものであった。

- 愛媛県松山市視察（令和7年10月15日）
「消防団の充実強化について」



- 高知県高知市視察（令和7年10月16日）
「事前復興まちづくり計画策定事業について」

